

地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症により、人々の意識や行動に大きな変化が生じている。この機を捉え、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変え、分散型国土の具現化を図っていくことが必要である。

地方への新たなひとの流れの創出に向け、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、テレワーク等リモート化の拡大、生産拠点の積極的な地方分散化など、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進すること。

また、AI等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でSociety 5.0が実現できるよう、5G・光ファイバ等のICTインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

さらに、自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を図ること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題であり、国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

以上決議する。

令和2年11月12日

全国市長会